

第10節 ごみ集積施設

ごみ集積施設（以下「集積施設」という。）の設置にあたっては、収集車両、作業員等の活動、住民の利便、交通の状況を考慮して、下記の基準に従い設置すること。

1 規模

計画戸数	集積施設用地の面積
10戸以下	2㎡以上の面積を確保すること。
11戸以上 100戸以下	2㎡に10戸を超えた戸数1戸当たり 0.15㎡を加えた面積以上確保すること。
101戸以上	15.5㎡に100戸を超えた戸数1戸当たり 0.1㎡を加えた面積以上確保すること。

- (1) 集積施設の面積は、実際にごみを排出できるスペース（有効面積）とすること。
- (2) 集積施設を分散し数箇所に設置する場合は、1箇所の最低面積を2㎡以上とすること。

2 位置等

- (1) 原則として建築物の敷地内の地上部分に設置し、幅員5m以上の道路に面すること。
やむをえず地下等、地上以外の位置に設置する場合は、収集車両が容易に直接この施設まで乗り入れ、退出できる通路、転回場所及び有効高を確保すること。
- (2) 建築物の敷地の奥（敷地が接する道路から5m以上離れた場所をいう。）に設置する場合は、敷地内通路の幅員を5m以上確保するとともに、収集車両が幅員5m以上の他の道路に接続し、又は容易に転回できるスペースを確保すること。この場合において、収集車両がピロティを通行する場合にあっては、ピロティの有効高を4m以上確保するものとする。
- (3) 集積施設は、収集車両との間に電柱（支柱を含む）、交通標識、ガードレール、植栽等の障害物のない位置とすること。
- (4) 集積施設前面の道路勾配は、5%以内とすること。
- (5) 収集車両が作業するに際し、道路交通法上支障のない場所に設置すること。
 - ア. 原則として交差点から5m以上離すこと。
 - イ. バスの停留所から10m以上離すこと。
 - ウ. 横断歩道から5m以上離すこと。
- (6) 道路の角及び車両出入口等の隅切から極力離して設置すること。
- (7) 共同住宅等については、原則として1棟に1箇所設置すること。

(8) 近隣住民の生活環境に及ぼす影響に十分配慮して設置すること。(集積施設に関して近隣住民との間に紛争が生じた場合は、事業者の責任により解決すること。)

3 仕様

(1) 道路及び敷地内通路に面する辺の長さは2 m以上とすること。また、奥行は道路に面する辺の長さを超えてはならない。

(2) 屋根、扉をつける場合は別途協議すること。

(3) 水栓等給水施設を設置する場合の排水は、污水管に接続するとともに、当該污水管に雨水が流入することのないよう留意すること(詳細については、下水道担当課と別途協議すること。)

(4) 集積施設内にごみ収納庫を設置する場合は、集積施設内に資源物収集用コンテナ等が置けるスペースを確保すること。

4 その他

(1) 事務所等の事業所との併用住宅の場合、事業所用の集積施設と、住宅用の集積施設を分けて設置すること。

(2) 事業所が、大規模小売店舗または事業用延床面積が3,000㎡以上の建築物に該当する場合は、『事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置要綱』の対象となるため、別途協議が必要となる。

(3) 1住戸の専用面積が、29㎡以下のものについては0.5戸とみなす。

(4) 上記2及び3の基準に関しては、事業者が自治会等周辺住民の総意を代表するものと合意した場合であって、市長が安全上支障ないと認める場合は、当該合意に係る計画によることができるものとする。

ごみ集積施設標準構造図 (単位：mm)
 「雨水管に接続する場合」

